

省

令

○農林水産省令第三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月二十四日

農林水産大臣 吉川 貴盛

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Rows include '別表第二 (第百六十三条関係) 毒薬 (略) 劇薬 (略)' and '別表第三 (第百六十八条関係) 牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏'.

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第四十二条第二項及び第三項並びに第四十三条の規定に基づき、農林水産省関係アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和元年五月二十四日

農林水産大臣 吉川 貴盛

法律施行規則

（権限の委任）

第一条 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（以下「法」という。）第十六条の規定による農林水産大臣の権限（同条第二項の規定により読み替えて適用する国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十八条第四項において準用する国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十五条第一項の規定による権限を除く。）は、森林管理局長に委任する。

2 前項の規定により森林管理局長に委任された権限は、森林管理署長に委任する。

第二条 法第十六条第二項の規定により同条第一項の契約が国有林野の管理経営に関する法律第十八条第三項に規定する共用林野契約とみなされる場合における国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十号）の規定の適用については、同令第四十五条第一項中「法第二十二條第一項」とあるのは「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十六条第二項の規定により読み替えて適用する法第二十二條第一項」とする。

この省令は、法の施行の日（令和元年五月二十四日）から施行する。

規

則

人事院は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）に基づき、人事院規則一〇一一二（職員）の留学費用の償還の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年五月二十四日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則一〇一一二四

人事院規則一〇一一二（職員）の留学費用の償還の一部を改正する人事院規則

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Rows include '業務を行う法人' and '第四条 留学費用償還法第二條第四項の人事院規則で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。'.